

## 重要事項説明書

(多機能型) Like Me 横浜大倉山スペース

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条(利用契約の申込み時の説明)及び第 77 条(利用契約の成立時の書面の交付)の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービスご利用希望者に対して説明するものです。

## 1. 事業所経営法人の概要

名称	Kono Yubi(このゆび)株式会社
法人種別	営利法人
法人所在地	神奈川県横浜市港北区大倉根台 3 5 - 1 1
電話番号	050-3200-1203
代表者氏名	阿部 常充

## 2. 事業所の概要

名称	Like Me 横浜大倉山スペース
事業所番号	1450900566
事業所在地	横浜市港北区大倉山 5 - 3 9 - 8 第 2 西山ハイツ 2 階
指定年月日	令和 4 年 10 月 1 日
利用定員	10 名 (児童発達支援・放課後等デイサービスの多機能型)
管理者氏名	阿部 常充
電話・FAX	050-3095-0311 050-3588-7068
メール	okurayama@like-me.ed.jp

## 3. 事業所の目的及び方針

事業目的	Kono Yubi(このゆび)株式会社が設置する指定障害児通所支援の児童発達支援・放課後等デイサービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、児童発達支援・放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図ると共に、利用者及び利用者の保護者の意思や人格を尊重し、適切な指定障害児通所支援サービスの提供を確保することを目的とする。
事業方針	通所支援計画に基づき、利用者が生活能力の向上のために必要な学習・訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう継続的に且つ効果的なサービスを提供するものとする。 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し健全育成に努めるものとする。 事業の実施に当たっては、家庭や地域との結び付きを重視し、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 前三項のほか、児童福祉法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

## 4. 事業の実施地域

横浜市港北区、鶴見区

## 5. 営業日及び営業時間とサービス提供時間

1. 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は次のとおりとする。なお、学校休業日とは当施設が近隣の学校や幼稚園等の休暇を考慮した上で、春季、夏期、冬季の期間に長期的に設定した休暇とする。但し、利用者の状況や当事業所の職員の体制等で変更する場合がある。

営業日		月	火	水	木	金	土	日	祝	
平日	営業時間	11:30 ~			18:00			休業日		
	サービス提供時間	11:30 ~			18:00					
	放課後等デイサービス	11:30 ~			17:00					
	児童発達支援	17:00 ~			18:00					
学校休業日	営業時間	10:00 ~			17:00					
	サービス提供時間	10:00 ~			17:00					
	放課後等デイサービス	10:00 ~			16:00					
	児童発達支援	16:00 ~			17:00					

2. 休業日は、土日祝ならびに、年末年始(12/29~1/3)とする。加えて、事業所が別途定める休業日があるが、毎年度ごとに異なるため、1か月以上前に、利用者ならびに保護者へ通知・了承を得るものとする。
3. 災害発生時や、災害が予想される場合は、上記の営業時間に関わらず、即時休業・即時帰宅とする場合がある。その場合は、当日利用予定の保護者に速やかに通知・了承を得るものとする。

## 6. サービスの提供内容

### 1. 児童発達支援および放課後等デイサービスの療育支援プログラムの基本活動（例）

児童発達支援	
ビジョントレーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボールを投げたり受け取る練習をしながら距離認識を養う。</li> <li>マスの中に字を書く練習をしながら位置認識を養う。</li> <li>様々な線に沿って滑らかに書く練習をする。（追従性運動）</li> <li>読み飛ばしなどを無くす練習をする。（文字認識）</li> </ul>
感覚統合療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>粘土遊びやスライム、テープはがしなどを通じ感覚を養う。</li> <li>バランスボールやソフトブロックなど揺れる遊びを通じ身体全体の感覚を養う。</li> </ul>
ハンドセラピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>描く楽しさを優先しながら、鉛筆の持ち方や動かし方を覚える。</li> <li>身の周りにある様々な小物を使用しながら『手』全体の動かし方を覚える。</li> </ul>
自由遊び	<ul style="list-style-type: none"> <li>室内・外の遊びを通じ「五感」を養う。</li> </ul>
生活全般支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>手洗いやうがい、身のまわりの整理整頓など日常生活に必要な動作について自分から出来るように支援する。</li> </ul>

放課後等デイサービス	
自立支援と日常生活の充実のための活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状況に応じたSST(ソーシャルスキルトレーニング)</li> <li>自分の気持ちを記録する。</li> <li>プチ日記をつける。</li> <li>その日の振り返りを話しあってみる</li> </ul>
創作活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>創作活動を通じて、自分の得意や好きを理解する。</li> <li>制作や工作、塗り絵、絵画などを通じて潜在能力を引き出す。</li> <li>創作活動を通じて、自分を表現する。</li> </ul>
地域交流の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣公園等の清掃活動を行う。</li> <li>農園作業を通じ地域と深く関わりながら楽しい生活を送る。</li> <li>展示会等のイベントに参加することで地域との交流を深める。</li> </ul>
余暇の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが楽しめる企画を開催し自分の得意や好きなことを理解する。</li> <li>打楽器の演奏やおやつづくり等でコミュニケーションを深める。</li> </ul>

## 7. 本報酬単位と主な加配加算単位

以下の内容は、2024年度4月の報酬改定事項（以下「24年度報酬改定」）を反映した内容です。

### 1) 報酬の計算式

施設報酬ならびに、自己負担額に関する報酬は以下の通り計算することができます。

単価（円/単位）	10.96円（横浜市・2級地）
報酬の計算式（総報酬額/円）	総単位数×10.96円
報酬の計算式（自己負担額円）	総単位数×10.96円×10%
総単位数の計算式	（基本報酬単位 + 各種加算分単位）×処遇改善加算比率
小数点の処理	一円未満(小数点以下)の端数については切り捨てとする。

### 2) 基本報酬単位

24年度報酬改定により、個別支援計画で定めた時間区分に応じた単位数へ変更となりました。

時間区分	1：30分以上~90分以下	2：90分超~180分以下	3：180分超~300分以下
児童発達支援	901単位 987円	928単位 1017円	980単位 1074円
放課後等デイサービス （平日）	574単位 629円	609単位 667円	算定不可
放課後等デイサービス （学校休業日）	574単位 629円	609単位 667円	666単位 729円

\*下段は家庭負担額（単位数×1.096円）

### 3) 主な加配加算単位

各種加算内容	単位数（家庭負担額）
個別サポート加算（Ⅰ）/利用日毎回 ※児発	120単位 131円
個別サポート加算（Ⅰ）/利用日毎回 ※デイ ②強度行動障害支援者養成基礎研修者配置	120単位 131円
個別サポート加算（Ⅲ）/利用日毎回 ※デイ	70単位 76円
児童指導員等加配加算/利用日毎回 ②児童指導員・常勤専従・経験5年未満	152単位 166円
専門的支援体制加算/利用日毎回 ①心理担当職員・常勤専従	123単位 134円
専門的支援体制加算/1回につき	150単位

上限回数：月2～6回（契約日数により変動）	164円
送迎加算（片道）/1回につき	54単位 59円
関係機関連携加算 /1回につき 上限回数：月1回	200～250単位 219～274円
事業所間連携加算 /1回につき 上限回数：月1回	150～500単位 164～548円
通所自立支援加算 /1回につき 算定開始から3ヶ月間	60単位 65円
家族支援加算 /1回につき 事業所内で対面もしくはオンライン	80～100単位 87～109円
子育てサポート加算 /1回につき 上限回数：月4回	80単位 87円
延長支援加算 /1回につき 1時間以上2時間未満	92単位 100円
欠席対応時加算 /1回につき 上限回数：月4回 ※3営業日前の連絡が対象	94単位 103円
利用者負担上限額管理加算 /1か月につき	150単位 164円
各種処遇改善等	（24年5月まで） 処遇改善Ⅰ（利用総単位数×8.4%） 特定処遇改善加算Ⅰ（利用総単位数×1.3%） ベースアップ等支援加算（利用総単位数×2.0%） 処遇改善臨時特例交付金（利用総単位数×1.1%） （24年6月以降） 処遇改善新加算Ⅰ（利用総単位数×13.4%）

## 8. 月額負担額(自己負担額)

### 1) サービス提供負担額

総報酬額のうち10%が自己負担額となりますが、自己負担額については以下の上限額が設定されています。

非課税世帯	市町村民税非課税世帯	0円
一般1世帯	概ね890万円まで	4,600円
一般2世帯	上記以外	37,200円

### 2) 無償化対象児童の自己負担金

満3歳になって初めての4月1日から3年間は、下記3)の実費負担額を除く自己負担金が無料となります。  
(2019年10月1日から施行)

3) 上記自己負担額以外に下記費用は実費負担となります。なお、以下にない費目（送迎時のコインパーキング利用料、テキスト代）などは、費用発生前に事前に保護者様にご了承得てから、購入・請求を行います。

	おやつ代	製作素材・プリント印刷代	イベント参加費
児童発達支援	—	50円	—
放課後等デイサービス	80円	50円	都度実費請求

## 9. 職員体制

24年4月時点での体制です。最新の体制については、別表（職員写真一覧）でご説明します。

職種	人数	業務内容
管理者兼 児童指導員	常勤専従1名	職員の管理や業務の実施状況の把握、その他管理の一元化を図ると共に、本事業に関する法令等を、職員全員に遵守させるために必要な指揮を行います。また職員の新規採用や人材育成に努めます。
児童発達支援 管理責任者	常勤専従1名	利用者のアセスメントや個別支援計画を作成し、それに基づく具体的な支援内容を他の職員へ指導する。実施した支援結果は継続的に評価し6ヶ月に一度のモニタリング会議で、その内容を保護者へ説明すると共に、新しい個別支援計画の作成をする。また施設外との関係構築にも努めます。
保育士	常勤専従2名 非常勤1名	個別支援計画に基づき、利用者の発達支援や生活指導を実行します。専門的な支援実施を担当します。加えて、保護者との信頼関係をしっかりと築くことに努めます。
臨床発達心理士	常勤専従1名	個別支援計画に基づき、利用者の発達支援や生活指導を実行します。専門的な支援実施を担当します。加えて、保護者との信頼関係をしっかりと築くことに努めます。
運転ドライバー	非常勤3名	運転業務に習熟した職員が、安定的な車送迎に努めます。

## 10. サービス提供実施の記録

### 1) サービス提供実施記録の確認

サービス提供ごとに、実施日及び実施したサービス内容等を記録し、利用者及び利用者のご家族に確認していただきます。なお、サービス提供ごとの記録はサービス提供日より5年間保存します。

## 2)利用者及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理と開示

関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の希望に応じてその内容を開示します(開示に際して必要な複写などの諸費用はご利用者の負担となります。)

### 1 1. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた利用者またはそのご家族の秘密を保持します。また、事業所は職員であった者に業務上知りえた利用者またはそのご家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を伝え、職員との雇用契約の内容とします。

### 1 2. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、県、市区町村及び利用者のご家族に連絡を行うと共に必要な措置をとり、事故の状況及び事故に対して取った処置についての記録をするものとします。また、万一の事故に備え、当事業所では下記の損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
損害保険の種類	施設賠償保険
損害保険の概要	支払限度額：100,000,000円
保険期間	保険機関：令和4年9月1日～令和5年9月1日(以後、自動更新)

その他、事業活動をとるべく様々な事態による損害を補償する保険に加入

損害保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
損害保険の種類	ビジネスキーパー(事業活動総合保険)

### 1 3. サービス利用に当たっての留意事項

#### 1)サービス実施記録の確認

1. 室内、設備等の利用に際し、利用者の過失による損害が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
2. 他の利用者に損害を与えた場合は、賠償をしていただくことがあります。
3. サービス利用の中止をされる場合は、必ず事前に申し出て下さい。
4. サービス提供時間を遵守していただきます。
5. 他の利用者に対し政治活動、布教活動、販売活動等をご遠慮していただきます。
6. 貴重品はできるだけ持ち込まないでください。やもを得ず持ち込まれる場合は職員に申し出ていただければ、施設側で保管いたします。
7. サービスの利用当日に、体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更等の措置を講ずることがあります。
8. 通所までと退所後における事故等については、保証できませんのでご注意ください。(当事業所の職員における送迎補助中は除く)

※ 1から8について同意していただけない場合は、利用者のサービスを検討させていただく事があります。

#### 2)受給者証の取り扱いについて

①「受給者証」の記載内容に変更等があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また確認をさせていただく場合には、原本のご提示をお願いいたします。特に複数の事業所をご利用されている場合には、必ずその施設の情報が明記されている事を確認して下さい。

②更新されていない場合は、ご利用料金全額が自己負担となる場合がありますので「受給者証適用期限」を必ずご確認ください。

### 1 4. 虐待の防止について

当事業所は、利用者及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

管理責任者：阿部 常充

2)苦情解決体制を整備しています。

### 1 5. 苦情・要望の受付について

#### 1)当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	阿部美波(児童発達支援管理責任者)
	受付日	当事業所の営業日・当事業所の営業時間内
	連絡先	050-3095-0311 ・ okurayama@like-me.ed.jp

#### 2)行政機関その他苦情受付機関

横浜市事業所管課 (横浜市窓口)	担当部署	横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課
	常時窓口	045-671-4274

### 1 6. 設備の概要

設備名称	設備詳細
------	------

指導訓練教室	2	30.7㎡	10.8㎡/人	・机(椅子)、本棚
事務室	1	9.9㎡		・事務机、書類保管棚、パソコン、プリンター等の事務用品一式
面談室/休憩室	1	7.5㎡		・テーブル、教材収納庫、職員ロッカー、消火器等
静養室	1	3.3㎡		・簡易毛布、枕など
キッチン	1			指導訓練室に設置 ・収納箱、雑菌剤、消毒液、うがい薬、消火器等
トイレ/洗面台	1	3.3㎡		

### 17. ご利用料金(自己負担分)の支払い方法

当事業所では「浜銀ファイナンス」の代金回収サービスを活用し、利用者のお取引金融機関から自動引き落としさせていただきます。

- 1)お手続きにつきましては、別途『預金口座振替依頼書』をお渡しいたします。
  - 2)引き落とし期限 3ヶ月毎のご利用料金を合算し引き落としいたします。(4回/年)
- 10月・11月・12月のご利用料金は 1月27日引き落としいたします
- 1月・2月・3月のご利用料金は 4月27日引き落としいたします
- 4月・5月・6月のご利用料金は 7月27日引き落としいたします
- 7月・8月・9月のご利用料金は 10月27日引き落としいたします

### 18. 緊急時の対応

サービス提供中に体調の急変やその他緊急事態が生じたときは、保護者確認の上、速やかに連携医療機関「横山クリニック」または利用者の主治医へ連絡をいたします。また、主治医への連絡がつかない場合は、医療機関への緊急搬送等、必要な措置を講じます。(主治医の情報等につきましては、別途フェイスシートに記載してください)

#### 【連携医療機関】

医療機関名	医療法人幹仁会 横山クリニック
住 所・連絡先	横浜市港北区大倉山4-5-1 045-531-1575
診療科目	内科、小児科、循環器科、消化器科

### 19. 災害発生時の対応

大震災などの予測不可能で突発的な災害が発生した場合は、速やかに指定避難所(港北小学校)へ避難を行います。また、当事業所は鶴見川の洪水発生時に浸水が予想されている地域です。洪水については事前に予測できるため、危険性があり次第、速やかに帰宅に向けて送迎を開始し、送迎完了後に即時休業と致します。

指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、別紙契約書の契約日において、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称 Like Me 横浜大倉山スペース

管理者(説明者)名 阿部 常充 印

給付決定保護者名(自筆or捺印) \_\_\_\_\_

## 個人情報同意書

私は、貴事業所の指定障害児通所支援サービスを利用するにあたり、私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意いたします。

### 1.使用する目的

事業者が、児童福祉法に係る法令に基づき、私に行うサービスを円滑に実施するため、サービス担当者会議または私が利用する他の事業所等と情報の共有が必要な場合に使用する。

### 2.使用に当たっての条件

1. 個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることがないよう細心の注意を払うこと。
2. 事業者は、私及び家族の個人情報を使用した会議の内容、参加者、経過等について、記録しておくこと。

### 3.個人情報の内容

1. 住所、氏名、年齢、通学(登園)先、健康状態、病歴、家庭状況等、事業所がサービスを提供するために最小限必要な利用者やその家族個人の情報
2. その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報

### 4.撮影した画像の取り扱い

活動の様子を撮影した写真については、保護者に対し利用内容を報告するための補助材料として使用するものとする。画像をインターネット上に公開する場合は、顔面や氏名などの個人特定に繋がる部分を加工（マスクング）した上で利用するものとする。

### 5.その他

上記確認の上、利用契約書の署名欄にチェックを入れてください。

以上